

認定遺伝カウンセラー倫理綱領

2011年6月18日 制定

前文

認定遺伝カウンセラーは、遺伝医学やカウンセリングの知識と技術をもって、医療や社会に貢献することを旨として創設された専門職である。遺伝医学・医療が進歩するなか、我々は臨床、研究、教育を含む多分野にわたってその活動に努めるものである。

この倫理綱領により、自らの専門的活動がもつ責任を明らかにし、役割を遂行するために、認定遺伝カウンセラーが遵守すべき基本的事項を定めるものとする。

条文

1. 人々の基本的な権利を尊重する
2. 個人、社会における多様な価値観を尊重する
3. 個人の自律的意思決定を支援する
4. クライアントの意向、信条、家族関係や文化的伝統を尊重する
5. 正確で十分な最新の情報を入手し、適切な形で情報提供する
6. 対象者の情報の守秘に努め、専門職としての判断のもとに必要と認められた場合以外は他者に開示してはならない
7. 認定遺伝カウンセラーの職域として、あるいは個人の能力で対応することが困難な場合には、他の適切な専門家に紹介する
8. 他職種専門性を尊重し、相互の連携・協働に努める
9. 能力向上と維持のための自己研鑽に努める
10. 職責を全うするため、心身の健康管理に努める
11. 実践および研究、教育の取り組みを通して、認定遺伝カウンセラーとしての専門的知識・技術の発展に寄与する
12. 遺伝学的情報の発信や遺伝医療の充実に努める
13. 法律を遵守し、関連する指針に従って業務にあたる
14. 認定遺伝カウンセラーとしての社会的信用を損なうような行為を行わない